

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



平成29年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要	2
----------------------	---

《制度を活用した取組事例》

地域特産物による集落の活性化に取り組む事例

①地元産タケノコの生産・販売による集落活性化の取組	砺波市市谷	4
---------------------------	-------	---

法人の設置による農業経営に取り組む事例

②営農組織の法人化による農業の安定化	小矢部市五郎丸	6
③農事組合法人の設置に伴う複合経営を展開	南砺市連代寺	8

都市（市街地）住民との交流による地域の活性化に取り組む事例

④交流による中山間地域の活性化を目指して	富山市日尾	10
⑤サツマイモで地産外消、都市住民との集落維持・地域活性化	氷見市日名田	12

鳥獣害対策に取り組む事例

⑥耐雪型金網柵による鳥獣害対策	魚津市坪野	14
⑦集落が一体となった営農体制による鳥獣被害対策	滑川市東福寺野	16
⑧共同取組活動へ新たに追加した鳥獣害対策	立山町白岩	18

維持管理（草刈）の軽減を目指す取り組む事例

⑨景観植物で草刈労力の軽減を目指す	黒部市栃屋	20
⑩ヤギによる除草作業の軽減と集落機能維持	高岡市西広谷	22

さらなる集落の活性化に向けて	24
----------------	----

中山間地域等直接支払制度 第4期対策の概要

農業生産活動を通して荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を発揮する集落に対して、第4期対策（平成27年度から平成31年度）として支援します。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興8法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、
過疎法、半島振興法等〕

【対象農用地】

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

対象者

協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

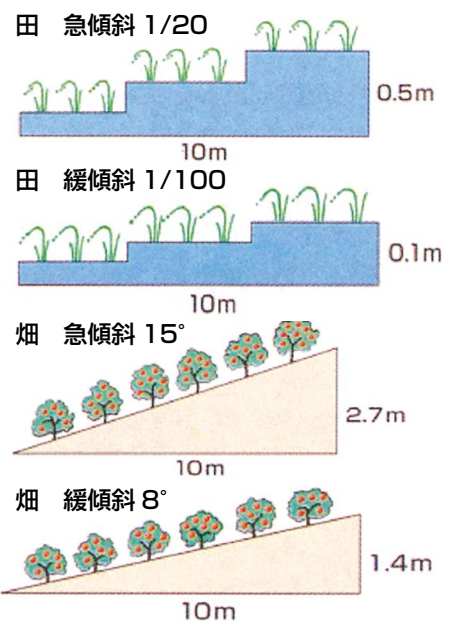
主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう（林地化）

これまで交付を受けていた農用地等で、より生産条件が不利で荒廃の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置づけた場合、一定期間交付対象となります。

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要です。

営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の条件を満たす場合、個別協定（生産組織等が申請）による取組が可能です。

認定農業者、農業生産法人、生産組織等が対象となります。

集落協定の活動要件

基礎活動

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

① 農業生産活動など

● 集落マスタープランの作成

集落の将来像を明確にします

● 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

● 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

② 多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

● 国土保全機能の増進

・ 周辺林地の下草刈り
・ 土壌流亡に配慮した営農 等

● 保健休養機能の増進

・ 棚田オーナー制度の実施
・ 市民農園、体験農園の運営
・ 景観作物の作付け
・ 体験民宿
・ グリーン・ツーリズム 等

● 自然生態系の保全

・ 魚類、昆虫類の保護
・ 冬期の湛水化、鳥類の餌場の確保
・ 粗放的畜産
・ 堆きゅう肥の施肥、緑肥作物の作付 等

農業生産活動等の体制整備

③ 農用地等保全体制整備に向けた活動

〔例〕

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・ 既耕作放棄地の復旧
- ・ 林地化
- ・ 農作業の共同化又は受委託
- ・ その他将来にわたって適正に保全していくために必要な事項

④ 農業生産活動等の継続に向けた活動

(A・B・C要件のいずれか1つ選択)

【A要件】 人・農地プランを活用しつつ、以下の項目から2つ選択(数値目標により1つ選択)

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

【B要件】 協定参加者として、新たに協定活動に主体となって参加する女性・若者・NPO法人等(1名以上)を定め、以下の項目から1つ選択

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 地場産農産物等の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

【C要件】 農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を協定に位置付け

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

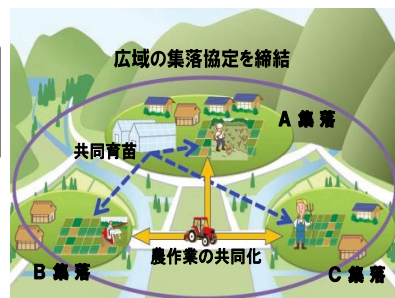
より積極的な取組に向けた加算措置

● 集落連携・機能維持加算

① 集落協定の広域化支援

複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくり**を支援

[単価]
地目にかかわらず
3,000円/10a
上限200万円



② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

[単価]	
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a
小規模・高齢化集落の農用地に加算	

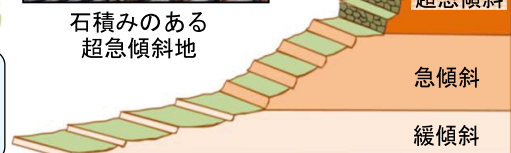
第4期対策の拡充ポイント

● 超急傾斜農地保全体制加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援



[単価]
田・畑
6,000円/10a



※加算措置は、体制整備単価の要件を満たしている集落を対象
※活動要件の詳細については、市町村の担当課などへお問い合わせください。

①地元産タケノコの生産・販売による集落活性化の取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 <small>いちのたに</small> 市谷		
協定面積	5.54ha (うち 5.54ha で多面的機能支払を実施)	田 (5.54ha) 作付作物：水稲、そば	
交付金額 116.3 万円	個人配分		47.6%
	共同取組 活動 52.4%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	5.7%
		役員報酬、賃金等 事務経費、その他	36.5% 10.2%
協定参加者	農業者 11 人、非農業者 9 人		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

市谷集落のほ場整備事業は、昭和 56 年に工事が完了し、耕地の集団化が図られてきたが、農業従事者の高齢化に伴い用水路や田畑を維持・管理することが困難となってきたため、平成 13 年度に中山間地域等直接支払交付金の知事特認地域の指定を受け、これを契機に集落協定を締結して、農業用水施設の維持管理を中心とした共同活動に取り組んできた。さらに近年では、イノシシによる農地被害の増加に伴い、電気柵の設置などにより対策の強化を図っている。

3. 取組の内容

市谷地区では、特産品であるタケノコを青果（生）及び缶詰保存により地元野菜直売所や学校給食センターへ販売を行っており、大変好評を得ている。

また、新たにタケノコを真空パックにした商品を開発し、JAとなみ野の道の駅直売所において販売を行い、さらなる販路拡大を目指している。

今年度からは、荒廃農地の有効活用として新たにマコモタケの栽培面積の拡大を図り、より安定した収量を確保してマコモタケを使った加工商品を開発し、砺波の特産品を目指し地域の活性化を図りたい。



タケノコの缶詰作業



水路周辺の草刈り

集落の将来像

- 持続可能な農業生産活動の維持を図るため、実現できる集落体制の構築を図り、所得の向上及び地域の活性化につなげる。

将来像を実現するための活動目標

- 特産品としてタケノコやマコモタケの栽培面積を増やし、また販路も開拓して販売促進につなげる。
- 新たな砺波の特産品を目指し地域活性化を図る。
- 農業用水路の管理やイノシシ電気柵の設置により、農業生産活動の維持を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.54ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路 3.25km(年1回清掃、草刈り)
- ・ 農道 2.5km(年1回草刈り)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)

共同取組活動

景観作物の植栽

- ・ チューリップ球根の植栽

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

地域の特産品である
タケノコ等の加工・販売

共同取組活動

農用地及び農業用施設の
維持管理

- ・ 水路の維持管理
- ・ イノシシ対策用電気柵の設置

共同取組活動

集落外との連携

- 特産品の販路拡大に向け、直売所等の販路の開拓及び連携

4. 今後の課題等

今後は、耕作者の高齢化や担い手不足がますます進行する中で、農業生産活動の維持や農地保全を行うためには、集落の共同取組活動である農業維持管理のほか、営農面においても継続困難な農地が発生した場合には集落ぐるみで支援を図ることが必要となる。また認定農業者の引き受け手として農業生産活動等の維持を図っていくことも大切である。

これまでの主な成果

- 農業用施設の改修
 - ・ 用水路整備 [約 250 m]
- イノシシ対策用電気柵の設置
 - ・ [H26:0.6km、H27:1.2km、H28:1.5km]
- 地場産農産物の販売量の拡大
 - ・ タケノコ、マコモタケ、レンコンの栽培 2.5ha

② 営農組織の法人化による農業の安定化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 <small>ころうまる</small> 五郎丸		
協定面積	6.9ha (うち 6.9ha で多面的機能支払を実施)	田 (6.9ha) 作付作物：水稲	
交付金額 145 万円	個人配分		63%
	共同取組 活動 37%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	28% 2% 7% 0%
協定参加者	(農)五郎丸営農組合、有限会社八講ファーム (農)五郎丸営農組合が協定農用地の9割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	北蟹谷地域全域で作成済 【人・農地プランとの整合状況】 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた五郎丸営農組合、有限会社八講ファームを、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている。		

2. 取組に至る経緯

五郎丸集落は、小矢部市南西の北蟹谷地域に位置している。農業者の高齢化と過疎化が進んだことにより、農業の継続が困難になりつつあった。

平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、農地・農道・水路等の施設の保全管理に努め、地域農業の継続に寄与している。

平成 27 年度には五郎丸営農組合を任意の協業組織から法人化することにより、農業経営の安定化と担い手の確保に向けた取り組みを進めている。

3. 取組の内容

当集落では、草刈りや水路の清掃などの多面的機能を増進させる活動のほか、農業機械の共同利用や農作業の共同化による生産コストの低減にも取り組んでいる。

第 4 期対策では、集落の課題である農業者の高齢化と過疎化への対策として、体制整備単価要件として C 要件を選択し、農業活動の継続が困難となった場合には、(農)五郎丸営農組合が引き受けることにより農業生産活動等の維持を図ることとしている。



共同機械による畦畔のあぜ塗り



水路法面の草刈り

集落の将来像

- 法人化した営農組合により、農業の持続・安定化を図り、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を進め、農業経営の確立を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 農業機械の共同利用や農作業の共同化を促進する。
- 生産コストの軽減による農業収益を増加させる。
- 後継者が不在となり農業の継続が困難となった農地は営農組合で管理を行う。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 4.5km(年1回清掃、草刈り)
・農道 4.5km(年1回草刈り)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.1ha、年 3 回)
個別対応

景観作物の作付け
(景観作物のヒガンバナを
約0.1ha作付けた。)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(共同利用面積を 0.7ha
(10%) 拡大する)
共同取組活動

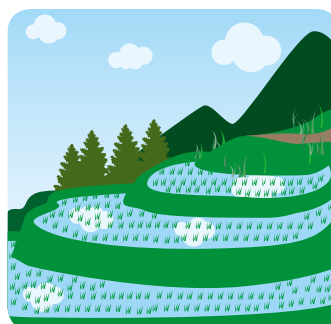
4. 今後の課題等

第4期対策に取り組むにあたり、中山間地域等直接支払制度への取り組みを始めた頃と比べると、農業者の高齢化と過疎化がますます進み、農業経営の安定を図ることが難しい状況となっている。

このような状況にあって、農業機械や農作業の共同化により農業者の力を合わせることが、引き続き農村を良好な環境に保ち、あわせて耕作放棄地の発生を抑止していくために必要なことであると考えている。

これまでの主な成果

- 共同機械購入：平成 21 年度：コンバイン 1 台、平成 25 年度：ロータリー 2 台
- 水路・農道の整備：水路 1.5km、農道 0.4km



③農事組合法人の設置に伴う複合経営を展開

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>れんたいじ</small> 連代寺		
協定面積	18ha (うち 18ha で多面的機能支払を実施)	田 (18ha) 作付作物：水稲	
交付金額 384 万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	3%
		農地の維持・管理 役員報酬等	32% 5%
協定参加者	農業者 18 人、非農業者 3 人、 (農) 連代寺営農 (構成員 15 名) (認定農業者、(農) 連代寺営農が協定農用地の約 9 割を引き受け)		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	南山見地域全域で作成済 【人・農地プランとの整合状況】 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組 合法人を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C 要件) としている。		

2. 取組に至る経緯

南砺市の北東部、八乙女山の麓に位置する当集落では、高齢化等により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成 13 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

これにより、農業機械や農道舗装などの条件整備を進めてきたが、近年は野生鳥獣による被害が増加し、営農はもとより農地等の維持管理に係る課題が懸念される。

3. 取組の内容

少子高齢化の進展により労働力の不足が懸念されることから、平成 27 年に農事組合法人を設立し、翌年度には 1 億円産地づくり補助金によりパイプハウスを整備するなど、継続性ある営農体制の確立と農用地の適正な維持管理に努めている。



寒締めハウレンソウの収穫



共同取組活動による電気柵の設置

集落の将来像

- 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備
- 安定した農業経営を継続するため農事組合法人の体制強化と次世代の担い手育成

将来像を実現するための活動目標

- 新たに整備したパイプハウス等を活用し安定した複合経営を目指すことで、適正な農用地の管理を行う。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 18ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 4km(年4回清掃、草刈り)
・道路 2km(年3回草刈り)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回)
個別対応

集落内の景観形成
集落公民館に花壇を造成し、
環境美化を実施
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道の改良
農道舗装 200 m (計画)
共同取組活動

集団的かつ持続可能な
体制の整備
農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により
農業生産活動の維持を図る

集落を含む地域全体の連携

- 南山見地区七村区長会による平成の名水百選に選定された不動滝の水源保全活動を行っている。
- 増え続ける鳥獣被害に対して地区振興会を中心とした対策を進めている。

4. 今後の課題等

従来から電気柵等により有害鳥獣対策を行ってきたが、被害範囲が拡大していることから地区全体で取り組んでいく必要がある。

耕作放棄地の発生が懸念される地域において、営農活動と農地の維持管理の核となる農事組合法人の安定的な成長が不可欠である。

これまでの主な成果

- 担い手への農地集積 (協定農用地における割合)
H22 : 7.3ha (31.8%) H28 : 17.8ha (97.4%)
- 農道舗装 60m
- 荒廃農地の抑制

④ 交流による中山間地域の活性化を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>ひ お</small> 日尾		
協定面積	11.9ha (うち 0.1 ha で多面的機能支払を実施)	田 (11.9ha) 作付作物：水稻	
交付金額 250 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	役員手当 事務費 農地水路管理費等 共同管理費	4% 10% 20% 16%
協定参加者	農業者 16人	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	大山地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

当集落は、福沢地区の山間地に位置している。平成 12 年度から水路・農道の適正管理や農作業の共同化、荒廃農地の抑制を目的に集落協定を締結して取り組んできた。平成 17 年度からは、集落の高齢化、過疎化が進行する現状を変えようと、都市住民との交流を考え、農作業体験を希望する市街地の町内会と連携し、交流による中山間地域の保全と地域の活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

市街地の町内会である富山市上野寿町内会と連携し、集落協定の参加者と市街地住民が農作業や地域行事を通して、交流を春から秋にかけて取り組んでいる。

上野寿町の 26 名が参加し、農地や水路の維持管理や昔ながらの農作業を体験するほか、平成 23 年度からは、市街地の子どもたちにもっと中山間地域に興味を持ってもらうための取り組みとして、鳥の巣箱作りを一緒に行い、近隣の森へ設置するなど自然観察の場の提供も始めている。

このような交流を通して農業生産活動の維持、集落のにぎわい創出により、都市部へ里山の魅力を発信するとともに、地域の活性化と将来の農業の担い手育成を目指して頑張っている。



水路維持管理の共同作業



子供達を交えての農作業交流

集落の将来像

- 集落住民と集落外住民が支え合い、里山の保全と農産物の生産・体験農業など多様な活動を展開し、地域及び中山間地農業の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 集落外の市街地住民との連携による交流事業や農地の適正管理等を行い、集落や地域をより一層活性化させる。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路(申合せによる草刈・清掃)
・農道(申合せによる草刈)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
(電気柵設置)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回)
共同取組活動

市民農園の開設・運営
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の補修
(農道 L = 10m)
(水路 L = 10m)
共同取組活動

集落を含む地域全体の連携

- 市街地住民との交流や農作業による連携を行う。

4. 今後の課題等

市街地住民を受入れ、地域・集落の活性を図ってきたが、今後は、中山間地域の集落や里山の状況などを広く周知を図っていき、より一層の活性化に結びつけていきたい。

これまでの主な成果

- 市街地住民との交流や農作業の共同化、農業高校生との交流。
- 多面的機能の持続的発展に向けた電気柵設置による鳥獣害防止の実施。
- 協定参加者が連携し、水路・農道の適正な管理の実施。

⑤ サツマイモで地産外消、都市住民との集落維持・地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>ひなた</small> 日名田		
協定面積	3ha	田（3ha） 作付作物：水稲、サツマイモ	
交付金額 64万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	20% 15% 15%
協定参加者	農業者4人、特定非営利活動法人1		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	速川地区全域で作成済 【人・農地プランとの整合状況】 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。		

2. 取組に至る経緯

日名田集落は、氷見市西部に位置し速川地域の一集落である。日名田集落のほとんどの農地は未整備なため、農道やほ場が狭く大型農業機械の導入が難しく効率的な農業が営めない状況にあった。さらに、農業者の高齢化や担い手不足により農地の維持が困難になりつつあった。

そこで、集落全体で農地や農道・水路等の維持管理と持続的な農業を推進するため、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農道・水路等の施設の保全管理に努めている。

3. 取組の内容

近年、日名田集落では農地の荒廃化が懸念され、利活用を図るため、速川地域で活動する特定非営利活動法人速川活性化協議会が取り組む農産物（サツマイモやヤーコン）の栽培を通して地域活性化を図っている。日名田集落のサツマイモの栽培面積は速川活性化協議会の中で最も広く、安納芋外6品種を植え付けし、生物での販売の外、焼き芋、干し芋、スイーツ等の加工を行い、氷見市内の直売所やひみ番屋街やイベント等で販売し好評を博している。さらに、九州の醸造所に製造を委託し、「白ヶ峰」の名称の焼酎を当協議会や氷見市で販売している。



地域一体となったサツマイモ栽培



都市住民とのイモ掘り体験

集落の将来像

- 集落全体で農地の保全と農産物の生産・加工・販売、体験農業など多様な活動を展開し、中山間地域の活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 地域住民が共同して集落内の水路・農道等の整備を行い、特産物の生産・加工・販売を充実させ、将来に渡って持続可能な農業を行う環境を構築していく。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 3ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路(申合せによる清掃、草刈)
・農道(申合せによる草刈)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

自然生態系の保全
冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
個別対応

農作業を通じた地元の大学生や都市住民等との交流
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

水路、農道、農地法面等の補修
共同取組活動

・サツマイモ等の作付面積の拡大
・焼き芋、スイーツの製作・販売、干し芋や芋焼酎の加工等6次産業化
共同取組活動

集落を含む地域全体の連携

- 特定非営利活動法人 速川活性化協議会と連携し各種活動に取り組む
- 金沢大学生や富山大学生等のインターンシップの受け入れ
- とやま農業・農村サポーター等を活用した都市農村交流

4. 今後の課題等

中山間地域等直接支払制度の活用により、農道舗装や水路補修も進み農業が行いやすい環境が整いつつあるが、高齢者が多く、今後どのようにして農業生産体制を維持していくかが課題となっている。

サツマイモの販路拡大、都市住民との協働作業、伝統文化継承活動を通して地域の活性化に努めていきたい。

これまでの主な成果

- 平成 28 年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞
(特定非営利活動法人 速川活性化協議会)

⑥耐雪型金網柵による鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>つぼの</small> 坪野		
協定面積	30ha (うち 30ha で多面的機能支払を実施)	田 (30ha) 作付作物：水稻	
交付金額 545 万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の維持・管理・補修等	15%
		農地の維持・管理 その他 (役員報酬・研修会費等)	35% 5%
協定参加者	農業者 33人、自治会	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	松倉地域全域で作成済 【人・農地プランとの整合状況】 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている。		

2. 取組に至る経緯

坪野地区は、市街地から南南西約 10km の場所に位置し、標高約 300m の山間地の集落である。高齢化・過疎化を見据え、集落営農の取組みや農業基盤整備を進めるため、中山間地域等直接支払制度等を活用して農地の保全に努めてきた。中山間地域農業を悩ます野生鳥獣による被害は以前からあったものの、近年はイノシシによる水稻被害が顕著になってきたことから、簡易電気柵により被害防止に努めてきたが、設置にかかる負担が大きいことから、耐雪型の金網柵を設置する方針を集落の総意で決定した。

3. 取組の内容

従来から行っている簡易電気柵設置や撤去にかかる身体的負担や金銭的負担を軽減するため、平成 28 年度から新たな対策として「耐雪型侵入防止柵」を設置する取り組みを開始した。平成 31 年までに約 5,500m 設置する予定としており、集落全体で鳥獣被害の未然防止に努めている。



耐雪型侵入防止柵の設置



定期水路点検・江ざらい

集落の将来像

- 認定農業者等を中心に、集落ぐるみで農地を守る体制の整備
- 有害鳥獣に負けない農業生産体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 有害鳥獣被害対策の継続的な取り組み

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 30ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・水路(年2～3回 清掃・草刈)
- ・農道(年2～3回 草刈)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策

- ・電気柵の設置・撤去

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・そば
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な
体制の整備

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落ぐる
みの共同取組活動により農
業生産活動等の維持を図る。

共同取組活動

集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会や松倉地区中山間地域連絡協議会が実施している事業等へ積極的に参加し、広域的な活動に取り組んでいる。

4. 今後の課題等

中山間地域等直接支払制度も第4期対策に入り、耕作者の高齢化や担い手不足による荒廃農地の発生を未然に防ぐため、集落内の認定農業者等を中心に農地集積や新規担い手の確保に努め、地域農業をサポートする体制を構築する必要がある。また、簡易電気柵や耐雪型侵入防止柵の設置により、野生鳥獣による農作物被害を防ぎ、耕作者が安心して農業に従事できる環境づくりを継続する。

これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵設置 L=930m (平成31年までに約5,500m)
- 魚津の水循環遺産「薬師の水」「坪野地区のため池群」として認定

⑦集落が一体となった営農体制による鳥獣被害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>とうふくじの</small> 東福寺野		
協定面積	43.6ha	田 (43.6ha) 作付作物：水稲	
交付金額 915万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	9% 38% 6% 7%
協定参加者	農業者 16人、非農業者 20人、生産組合、営農組合	開始：平成 13 年度	
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済 【人・農地プランとの整合状況】 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている。		

2. 取組に至る経緯

滑川市の南東部に位置し、上市町と隣接している当集落では、過疎化・高齢化により農地の維持・管理が難しく、荒廃農地の発生が懸念されていた。

このような中、平成 13 年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、一時中断した時期があるものの、農用地を守り、集落一体とする営農体制の構築を目的とし、水路・農道の維持管理活動を中心とした共同活動を実施してきた。

3. 取組の内容

当集落では農作業を近隣住民及び非農家と共同に行うとともに、機械の共同利用を拡大し営農の省力化・効率化を図っている。

また、水路・農道等の維持管理については、集落全体で清掃・点検・補修等に取り組み、施設の長寿命化と農家の負担軽減に寄与している。

平成 22 年頃より、ニホンザル・イノシシ等による鳥獣被害が多く発生してきており、集落が一体となって当交付金や県単鳥獣被害対策強化支援事業等を活用し、農用地の周囲に電気柵や侵入防止柵を設置し農作物被害の発生防止に努めている。

これまで、約 13,000 m の電気柵を整備してきており、平成 28 年度については、新たに耐雪型侵入防止柵を約 1,500 m 整備したところである。



電気柵設置



耐雪型侵入防止柵設置箇所

集落の将来像

- 「みんなの農地、守ろう東福寺野集落」

将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地の発生防止
- 用排水路・農道等施設の保守管理
- ニホンザル・イノシシ等の鳥獣被害防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 43.6ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・水路11箇所(年1回清掃、草刈り)
- ・農道5箇所(年1回草刈り)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
柵、ネット等の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(L=13,000 m、年2回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集团的かつ持続可能な
体制の整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合には、集落ぐるみで引き受け、農業生産活動の維持を図る。

共同取組活動

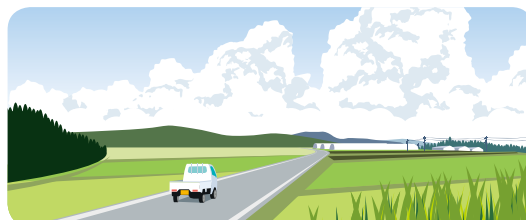
4. 今後の課題等

集落の高齢化や人口減少が進行しており、今後は若年層も含めた担い手の育成及び耕作者の確保が必要である。

また、近年鳥獣被害の発生が対策を行っている農地でも広がってきており、更に被害防止に重点的に取り組む必要がある。電気柵の設置に関してはおおむね完了しているが、今後は侵入防止柵の設置方法を徹底するとともに、耐雪型侵入防止柵の新規設置及び既存施設の維持管理に努めていきたい。

これまでの主な成果

- 侵入防止柵：電気柵：L = 12,890 m
耐雪型柵：L = 1,475 m



⑧ 共同取組活動へ新たに追加した鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 <small>しらいわ</small> 白岩		
協定面積	52ha (多面的機能支払の実施箇所もあり)	田 (52ha) 作付作物：水稻	
交付金額 510万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農地法面・農道・水路等の点検、維持管理、 景観作物の栽培経費、鳥獣被害防止対策	34%
		共同防除、畦畔の補修等	15%
		その他 (マスタープランの作成等)	1%
協定参加者	農業者 44 名、非農業者 1 名	開始：平成 14 年度	
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

立山町の中心部から東に約 6 km進むと、棚田が広がる中山間地、白岩集落に到着する。白岩集落は、集落内を流れる白岩川の清流や、澄み渡った空気、美しい田園風景が特徴的である。

白岩集落においても高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。また、農業者の担い手不足もあり、集落で検討した結果、平成 14 年度から中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなり、農業生産活動の維持・継続と多面的機能の確保を図っている。平成 27 年度からは、多面的機能支払制度と合わせた 2 支払により集落活動を実施。

3. 取組の内容

白岩集落では、近年イノシシ等による被害対策が課題となっており、4 期対策より中山間地域等直接支払制度を活用して、電気柵の設置と檻による捕獲活動を併用し、鳥獣被害の減少に努めている。

集落協定のメンバーで話し合い、これまで行っていた農道整備や中蔵揚水ポンプについて、中山間地域等直接支払により維持管理を行い、その他草刈や江浚い等の活動については多面的機能支払とし、棲み分けを行っている。

また、認定農業者を中心に白岩集落協定のメンバーも協力し、水稻の病害虫共同防除を実施し、米の品質向上に努めている。



協定参加者による電気柵の設置



農道脇に設置された電気柵

集落の将来像

- 集落ぐるみの農業生産活動の体制整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 52ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路 (年2回清掃、草刈り)
- ・ 農道 (年2回草刈り)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

自然生態系の保全
冬期の湛水化

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同防除
・ 水稻の病害虫共同防除

共同取組活動

集落外との連携

- 東谷地域では、地区内外から農林業の新たな担い手として活動する「自伐型林業従事者」や「農業女子」を受け入れている。
- 東谷地域では、「山村活性化支援交付金」を活用し、専門家のアドバイスを受けながら、地域の資源を活用し、特産品開発を進めている。
- 立山町中山間地域連絡協議会の会合に参加し、他集落との意見交換を図っている。

4. 今後の課題等

野生鳥獣による被害を防止するため、白岩集落だけでなく東谷地域として引き続き鳥獣被害対策を進める。

これまでの主な成果

- 認定農業者が中心となり、荒廃農地の発生を抑制している。
- 野生鳥獣による農作物被害防止対策として、電気柵の設置と檻での捕獲を併用し、鳥獣被害の減少に努めている。(白岩地域を含む東谷地区では、被害面積は平成26年度から平成27年度にかけて減少傾向にある。)

⑨ 景観植物で草刈労力の軽減を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 <small>とちや</small> 栃屋		
協定面積	5.2ha	田（5.2ha） 作付作物：水稲	
交付金額 110万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	37% 9% 4%
協定参加者	農業者 12人、農地所有適格法人3組織 (農地所有適格法人が協定農用地の2割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	浦山地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

栃屋集落は、黒部市中心街から約7kmに位置している。集落の南側は特に傾斜があり、その落差を利用した水力発電所（北陸電力株式会社黒西第一発電所）がある。

中山間地ならではの広く傾斜のある法面の草刈、有害鳥獣による農作物被害、また、農業従事者の高齢化に伴う荒廃農用地の発生が懸念されていた。

中山間地域等直接支払に取り組む、共同取組活動による農道、水路等の維持管理を行い、交付金を利用し、集落内の農事組合法人との連携を図っている。

3. 取組の内容

多面的機能を増進する活動として景観植物を植付けし、季節や年によって植物を変えたり、法面のグランドカバーとしてオキザリスを植付することで、除草の軽減を図っている。

新川広域農道を走る車の車内からもよく見える場所であり、色鮮やかな草花が道行く人の目を楽しませている。



水路江ざらい



景観植物の植付け

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築し、荒廃農用地の発生を事前に防ぐ。



将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人等と栽培技術の研修を行うなど、持続可能な農業生産活動の実施体制の構築を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.2ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 (年2回清掃、草刈り)
・道路 (年2回草刈り)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(個別で随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.5ha、年2回)
共同取組活動

景観植物の植付け
(景観作物としてオキザリス、
ヤブラン、芝桜、水仙等を植
付け。)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な
体制の整備
農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落内
の農事組合法人が農業生産
活動の維持を図る。



集落を含む地域全体の連携

- 増加する野生鳥獣による農作物被害防止のため、周辺集落と共同で電気柵を設置

4. 今後の課題等

農業従事者の高齢化が進み、荒廃農用地の発生が懸念される。将来にわたり農業生産活動が可能となるよう、効率化や作業の軽減を図る必要がある。また、集落内の農事組合法人との連携をさらに強固にし、サポート体制を構築していく必要がある。

これまでの主な成果

- 景観植物の植付け：L=118m



⑩ ヤギによる除草作業の軽減と集落機能維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>にしひるたに</small> 西広谷		
協定面積	9.3ha (うち 6ha で多面的機能支払を実施)	田 (9.3ha) 作付作物：水稻	
交付金額 196 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	13%
		農地の維持・管理	22%
		役員報酬、研修会費等 その他	2% 13%
協定参加者	農業者 11人、非農業者 19人、西広谷自治会	開始：平成 13 年度	
人・農地プランの作成状況	石堤地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

西広谷集落は高岡市市街地から 7 km 北西にある中山間地の集落であり、中山間地域の玄関口に位置している。

当集落の農地の大半は未整備で小区画なため、効率的な農業に取り組みが難しいことと、農業者の高齢化に伴い荒廃農地の発生が懸念されたことから、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落全体で集落の農地を守る取り組みを進めている。

3. 取組の内容

西広谷集落では、自己保全管理の農地が増加傾向にあった。又、高齢化が進み、保全管理田や法面の草刈等の維持管理が年々負担となってきた。そこで、第 4 期対策では草刈作業の軽減を図るため、試行的にヤギ 2 頭を購入し除草駆除に取り組んでおり、今後ヤギの頭数増加に向けた検討を行っている。

また、今年度当地域に派遣された緑のふるさと協力隊員とも連携し、農業生産活動並びに農地維持活動の強化に取り組んでいる。



農地法面の草刈



ヤギによる除草

集落の将来像

- 高齢化が進む中、農作業の効率化や省力化を図った農業生産活動の推進と西広谷産米のブランド化を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 農業生産サポート体制を集落ぐるみで構築するとともに、近隣集落の担い手と一体となった農業生産活動を持続する地域営農セーフティネットづくりを目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 9.3ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 (年2回清掃、草刈り)
・道路 (年2回草刈り)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 4 回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 3 回)
個別対応

粗放的畜産
(ヤギの飼育)
共同取組活動

緑のふるさと協力隊員と
共同取組活動を連携

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、
農道等の補修改良
農道補修30m
共同取組活動

集団的かつ持続可能な
体制整備
農業の継続が困難となった
農地が生じた場合に備え自
治会も含めてサポート体制
を維持する。
共同取組活動

集落を含む地域全体の連携

- 近隣集落と連携し、「ひろたん文化祭」を開催している。
- 緑のふるさと協力隊員の活動の一環として、西広谷集落の集落維持活動に参加している。

4. 今後の課題等

イノシシによる農作物被害の発生により、農業生産活動に取り組む意欲が減退している。農業の担い手が不在なため農地の荒廃化が懸念されるので、新たな担い手の確保や近隣集落との交流を通して地域の取り組みに関心を持ってもらう取り組みを推進する。

これまでの主な成果

- 平成20年度 農村環境保全優良活動コンクール 知事賞受賞



さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から17年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例